

広島県告示第八百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和七年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

令和七年九月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八二号

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新		旧				
神石郡神石高原町坂瀬川二九番二地先から 神石郡神石高原町坂瀬川五一九八番地先まで	一四・八〇 〇	一四・八〇 〇	四二二・七〇	一九・二〇 〇	四二二・七〇	ダブルウェイ
	七二・四〇 〇			三六六・〇〇		